北九州市 i-Construction 推進協議会　規約

（名　称）

第１条　本会は、北九州市 i-Construction 推進協議会（以下「推進協議会」という。）と称する。

（目　的）

第２条　推進協議会は、調査・測量から設計、施工、検査、維持管理・更新までの全ての建設生産プロセスでＩＣＴ等を活用する「i-Construction」を推進・普及拡大し、官民が連携して、建設業の生産性向上を図り、魅力的な新しい建設現場を創出することを目的とする。

（運営事項）

第３条　推進協議会の運営事項は次のとおりとする。

(1)　本市での工事等における「i-Construction」導入効果の検証に関する事項

(2)　「i-Construction」の施工技術に関する事項

(3)　その他推進協議会の目的に即した事項に関すること

（会員構成）

第４条　会員は別表のとおりとする。

２　推進協議会の会員構成は建設業の生産性向上を目指す目的に賛同する業界団体、及び行政団体とする。

３　推進協議会には会長をおき、北九州市副市長とする。

４　推進協議会には副会長をおき、北九州市技術監理局長とする。

５　会長は推進協議会の会務を統括する。

６　副会長は会長を補佐し、会長不在時において、その会務を代行する。

７　推進協議会は会長が必要と認めるときに開催するものとし、会長がこれを召集する。

８　会長は必要と認めるときは、会員以外の者を出席させることができる。

（ワーキンググループ）

第５条　第３条の運営事項を行うため、ワーキンググループを設置する。

（事務局）

第６条　推進協議会の事務局は、北九州市技術監理局技術部で担当する。

２　事務局には事務局長をおき、北九州市技術監理局技術部長とする。

（雑　則）

第７条　本規約に定めるもののほか、推進協議会の運営に関し必要な事項については会長が定める。

付　則

１　この規約は、平成２９年７月１４日から施行する。

２　平成３０年４月２日　一部改正

３　平成３１年４月１日　一部改正

別表（第４条関係）

	団　　体　　名			備　考	
1	一般社団法人　北九州ＧＩＳ測量協会			測　量	
2	一般社団法人　北九州市建設コンサルタント協会			設　計	
3	環境・下水道維持管理協同組合			施　工 （※５０音順）	
4	北九州管工事協同組合				
5	北九州管更生工事協同組合				
6	北九州港湾建設協会				
7	一般社団法人　北九州市安全施設業協会				
8	一般社団法人　北九州市建設業協会				
9	北九州市建設業協同組合				
10	一般社団法人　北九州法面防災協会				
11	協同組合　北九州舗装協会				
12	一般社団法人　北九州緑化協会				
13	福岡県土木組合連合会　北九州支部				
14	門司建設業組合				
15	国土交通省　九州地方整備局　企画部		技術調整管理官	オブザーバー	
	北九州市		副市長	会　　長	16
		技術監理局	局長	副 会 長	17
			技術部長	事務局長	18
		産業経済局	農林水産部長		19
		都市戦略局	都市再生推進部長		20
		都市整備局	道路部長		21
			公園緑地部長		22
			河川部長		23
			東部整備事務所長		24
			西部整備事務所長		25
			折尾総合整備事務所長		26
		港湾空港局	港湾整備部長		27
		上下水道局	水道部長		28
			下水道部長		29
			東部工事事務所長		30
			西部工事事務所長		31